平成３０年４月

**【使用済みの自動車のリサイクル】**

**【相談】**

夫婦とも高齢になり、運転免許証を返納することにした。しかし、廃車費用が支払えず、車を有料駐車場に放置したままだ。どうすればよいか。

**【アドバイス】**

運転免許返納により愛車を廃車にしたいという高齢者の方からのご相談です。

　センターでは、使用済み自動車のリサイクルについてご紹介しました。この制度は、使用済み自動車の不法投棄や不正処理などの問題に対応するため、２００５年１月に運用が開始されました。

　車が使用済みになると、車のユーザーは自治体の登録・許可を受けた引き取り業者に引き渡します。その後、自動車メーカー、解体業者、破砕業者など専門の業者が業務分担し、有用な金属や部品など資源の有効利用と廃棄物の削減を図ります。この過程に要する経費を、新車購入時に自動車ユーザーが支払う「リサイクル料金」でまかなう仕組みです。

　センターでは、購入店、車種などを聞き取りし、引き取り可能な業者を特定しました。その後、相談者から業者に直接交渉し、無償で車を引き取ってもらうことになりました。

　使用済み自動車のリサイクルでは、「引き取り証明書」を受け取るなど利用に際していくつか注意すべきポイントがあります。

　詳しくは、インターネットで「自動車リサイクルシステム」を検索するか、自動車リサイクルシステムコンタクトセンター、電話０５０（３７８６）７７５５（土日曜・祝日、年末年始を除く午前９時～午後６時）に問い合わせするなどしてみてはどうでしょう。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）